2月14日以降の対策について

「みやぎ医療ひっ迫危機宣言」の終了

資料３

▽ **感染者数・病床使用率**ともに**減少傾向が続いている**ほか、**保健医療の負荷の状況**も**改善傾向**にあることから
2月13日を期限としている「**みやぎ医療ひっ迫危機宣言**」は予定どおり**終了**する。
→ 但し、**保健医療の負荷軽減**と**感染抑制**のための取組は継続する必要があることから、
県民等への要請は**一部緩和のうえ継続**する。

取組中の**オミクロン株対策**

① ワクチンの早期接種
② 教育・保育現場での感染対策徹底
③ 高齢者・障害者施設での
感染抑止・事業継続
④ テレワーク・時差出勤等の更なる推進

＋

保健医療の負荷は依然警戒が必要

・医療体制機能維持の取組の継続は必要
・感染拡大防止措置の取組も基本的に継続

社会経済活動への影響は限定的

・業務継続体制確保やテレワーク等の要請は緩和

主な県民等への要請内容（2/14-）

医療体制機能維持	✔ 検査キットによる自己検査の実施（発生届対象外） ✔ 救急外来・救急車の適切な利用	継続
感染拡大防止措置	✔ 基本的感染対策の徹底 （特に旅行等、会食を含む季節行事等での徹底） ✔ ワクチンの早期接種 ✔ 旅行等の行動の「節目」において検査を受けること ✔ 体調がすぐれない場合の外出等を控えること	継続
	✔ 感染リスクの高い行動を控えること ✔ テレワーク等人との接触機会の低減	緩和
業務継続体制確保	✔ 業務継続計画の点検 （県民生活等に不可欠な業務を行う事業者）	緩和

県民への要請内容【県内全域】

2月14日以降

【医療体制機能の維持】

○ 発生届の対象とならない方は、検査キットによる自己検査を行うほか、陽性者サポートセンターを利用すること

○ 医療機関への過度な負担を軽減させるため、救急外来及び救急車の利用は適切に行うこと

【感染拡大防止措置】

○ 効果的な換気、不織布マスクの着用、手洗い等の手指衛生など、県民一人ひとりが基本的な感染対策を徹底すること

○ 近距離での会話など、場面に応じてマスクを正しく着用すること

○ 感染に備えて、市販薬や抗原定性検査キット、食品、日用品などを準備しておくこと

○ 普段から体調管理に努めるとともに、体調がすぐれない場合には、外出、出勤、登校・登園等を控えること

○ 自身や家族等の身を守るため、感染リスクの高い行動を控えること

○ できるかぎり早期にオミクロン株対応ワクチンの接種を受けること

○ 保護者は、生後６か月～４歳の乳幼児、5～11歳の小児のワクチン接種について検討すること

○ 飲食店を利用する際は、認証店※などの適切な感染対策を講じている店舗等を利用し、 店の求める感染防止対策に協力すること

○ 会食・食事の際は、長時間・大声を避け、会話の際のマスク着用を徹底するなど、「うつさない」「うつらない」行動の徹底に努めること

○ 旅行等、都道府県をまたぐ移動、大規模なイベントへの参加時などには、基本的な感染対策を徹底するとともに、
移動先の都道府県やイベント主催者が要請する感染対策を遵守すること

○ 感染者との接触があった場合は早期に検査を行うこと。帰省等で高齢者や基礎疾患を有する方と接する場合には事前の検査を行うこと。
高齢者施設等を利用されている方は、一時帰宅時等の節目での検査を行うこと。

※「選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証店

飲食店・事業者への要請内容【県内全域】

要請先	2月14日以降
飲食店	○　施設の換気、ＣＯ２センサーの設置、アクリル板の設置等、業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○　カラオケ設備を提供する場合は、利用者の密の回避、こまめな換気、マイク等の消毒、歌唱中のマスク着用勧奨等、基本的な感染防止策を徹底すること ○　利用者へのマスク会食実施の周知、正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む） ○　従業員の体調管理の徹底、入場者の整理、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置等
事業者	**【感染拡大防止措置】** ○　在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触機会の低減に努めること ○　休憩時間や社員寮等の集団生活の場も含め、人が集まる場所における適切な換気等、感染防止対策を徹底すること ○　従業者等に対し、会食・食事の際は、長時間・大声を避け、会話の際のマスク着用を徹底するなど、「うつさない」「うつらない」行動の徹底に努めるよう促すこと ○　従業者等に対し、飲食店を利用する際は、認証店※などの適切な感染対策を講じている店舗等を利用し、店の求める感染防止対策に協力するよう促すこと　※「選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証店 ○　従業者等に対し、近距離での会話など、場面に応じてマスクを正しく着用するよう促すこと ○　発熱・せき・のどの痛み等、従業員等の体調の悪化が確認された場合には、同居家族等を含め、外出・移動を控えるよう促すこと **【業務継続体制の確保】** ○　県民生活・県民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、業務継続計画の点検を行い、事業の継続に努めること

イベント主催者等への要請内容【県内全域】

要請	2月14日以降

事前手続等	① 「5,000人超かつ収容率50%超」で開催する場合は、「感染防止安全計画※」を策定し、県に提出 ② ①以外の場合は、主催者がチェックリストを公表 ※「感染防止安全計画」：大規模イベント主催者が、飛沫抑制、手洗・消毒等に係る7項目について具体的な感染防止策を記載する計画

開催制限等

①「感染防止安全計画」を策定しないイベント（②以外）：以下の人数制限・収容率のいずれか小さい方

人数上限	収容率
5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方	100%

②「5,000人超かつ収容率50%超」で「感染防止安全計画」を策定・県の確認を受けたイベント

人数上限	収容率
収容定員まで	100%

感染防止等	○ イベント等の開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や、前後における選手、出演者や参加者等に係る行動管理など、国の通知等も参考として、基本的な感染防止策を徹底すること ○ 観客の広域的な移動や、イベント等の前後の活動等で生じる感染拡大リスクを抑制するため、イベント等の前後の活動における基本的な感染対策を徹底すること

施設等への要請内容①【県内全域】

施設等	2月14日以降
共通	○　業種別ガイドラインの遵守 ○　適切な換気、入場整理等による混雑の回避、利用者に対するマスクの着用の周知、感染防止策を実施しない者の入場制限、会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置など、感染防止策の徹底
大学等	○　学生に対し、会食・食事の際は、長時間・大声を避け、会話の際のマスク着用を徹底するなど、「うつさない」「うつらない」行動の徹底に努めるよう促すこと ○ 学生に対し、飲食店を利用する際は、認証店※などの適切な感染対策を講じている店舗等を利用し、店の求める感染防止対策に協力するよう促すこと　※「選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証店 ○　部活動、課外活動、学生寮における感染防止策等について学生等に注意喚起を徹底すること、特に、部活動等における感染リスクの高い活動については実施を慎重に検討すること ○　感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等により学修機会を確保すること ○　学校内での行事は、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討すること
ｲﾍﾞﾝﾄ関連施設 商業施設 遊興施設 等	○　カラオケ設備を提供する場合は、利用者の密の回避、こまめな換気、マイク等の消毒、歌唱中のマスク着用勧奨等、基本的な感染防止策を徹底すること

施設等への要請内容②【県内全域】

施設等	2月14日以降
県立学校	○　国の「衛生管理マニュアル」に基づく感染対策、 特に有症状者は登校を控えること、ポイントをおさえた換気に留意して学校活動を実施すること
	○　部活動は専門家の助言等を踏まえた感染予防対策を徹底した上での活動とし、 特に体調不良者が参加しないこと、三密の回避といった対策を確実に行うこと ○　部活動の大会や練習試合等については、主催者や競技団体等の作成するガイドライン遵守はもちろんのこと、団体行動による感染リスクの排除を徹底したうえでの参加とすること
私立学校等	○ 引き続き感染対策を徹底した上で教育活動を継続すること ○ 相談窓口等（９ページ参照）を活用するなどして感染対策の見直し・強化を図ること ○ 部活動については県立学校と同様の対応をとること
医療機関 高齢者施設 学校 保育所等	○　令和４年10月13日の「新型コロナウイルス感染症対策分科会」における提言を踏まえた 適切な感染対策を講じること
高齢者施設 障害者施設 保育施設等	○ 引き続き、各種事業等（10・11ページ参照）を活用するなどして、 施設従事者等の頻回検査等、感染対策の見直し・強化を図ること
高齢者施設 障害者施設	○ 感染防止に留意した上で面会の再開・推進に努めること

新型コロナワクチン接種の推進について

- **オミクロン株対応ワクチンは，１・２回目接種を完了した１２歳以上の方が１回限り接種を受けることができますので，未接種の方はできる限り早期の接種をお願いします。**
- **保護者の方には，生後６か月～４歳の乳幼児，5～11歳の小児のワクチン接種についてもご検討をお願いします。**

ワクチン接種の状況（R5.2.7現在）

	オミクロン株対応ワクチン接種(12歳以上)				小児接種(５～11歳)			乳幼児接種(6か月～4歳)		
	３回目	４回目	５回目	計	1回目	２回目	３回目	１回目	２回目	3回目
対象者数	2,060,468人				131,443人			68,700人		
接種者数	42,990人	405,291人	592,317人	1,040,598人	38,859人	37,813人	16,387人	3,290人	2,527人	137人
接種率	2.1%	19.7%	28.7%	50.5%	29.6%	28.8%	12.5%	4.8%	3.7%	0.2%

【参考】オミクロン株対応ワクチンの接種歴の確認方法

３回目以降の接種券がお手元にある方，秋以降に３回目以降の接種を受けていない方は，オミクロン株対応ワクチンの接種を受けていない可能性があります。ご不安な方は，以下を参考に自身の接種歴をご確認ください。

接種券がお手元にある場合	**接種券と一体となっている接種記録**をご確認ください。 接種したワクチンにBA.1又はBA.4/5の記載がなければ，接種歴はありません。
接種券がお手元にない場合※	**最後に接種した際に交付された予防接種済証**をご確認ください。 接種したワクチンにBA.1又はBA.4/5の記載があれば，接種歴ありとなります。

※　オミクロン株対応ワクチンの接種歴がないにもかかわらず，接種券がお手元にない場合（送付されていない，送付されたが失くしてしまった等）は，お住まいの市町村にご相談ください。

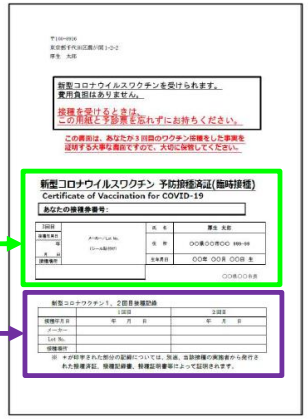

教育現場の感染防止対策の徹底について（県立学校）

◆基本的な感染防止対策の確実な実施

国の衛生管理マニュアルに基づく感染対策を確実に実施する。

引き続き感染状況を注視しつつ，特に以下の点に留意して学校活動を実施する。

・有症状者は登校を控えること

・「必要な換気量の確保」，「空気の流れ」を念頭に置いた換気の実施

◆部活動における対策の徹底

専門家の助言等を踏まえた感染予防対策を徹底した上での活動とする。特に，体調不良者が参加しないこと，３密回避といった対策は確実に行う。

大会や練習試合等については，主催者や競技団体等の作成するガイドライン遵守はもちろんのこと，バスでの長距離移動や，飲食等を含む団体行動による感染リスクの排除を徹底したうえでの参加とする。

※　市町村教育委員会に対しても，上記の取組を依頼する。

教育現場の感染防止対策の徹底について（私立学校等）

○ 私立学校に対する要請事項

・引き続き感染対策を徹底した上で教育活動の継続を依頼
・部活動については，県立学校と同様の対応を依頼

○ 私立学校等に対する支援

① 新型コロナウイルス感染症防止対策相談窓口の設置
　感染クラスターが発生したり，感染対策の充実に取り組もうとする幼稚園等からの相談窓口を開設し，専門的見地から指導・助言，研修講師の派遣等を提供する支援事業を継続

- 対象：県内の幼稚園(公立･私立問わず)，私立の小･中･高等学校
- 内容：電話･メールによる相談，研修講師派遣

② 県内の幼稚園（公立・私立問わず）の教職員等に対する検査体制の整備
　県内で感染拡大又は感染が高止まりしている場合に各施設において教職員等に対し検査を実施できるよう抗原検査キットを配付

保育施設等における感染防止対策の徹底について

保育施設等では，陽性者が発生し，休園も見られるものの，保育が継続されており，引き続き感染対策を行い，必要に応じてこれらの事業を活用し，保育の継続を図っていただくようにお願いします。

【問合せ先】子育て社会推進課　☎022-211-2529

●感染防止対策相談・支援事業（宮城県看護協会に委託）

感染防止

・保育所等からの相談への助言（299回実施）

・依頼に応じて出張研修会を開催（29回実施）

※令和2年11月～令和５年1月

相談先：県看護協会（080-7722-7662）

●事業継続に向けた危機管理体制

事業継続

濃厚接触者となった保育士について，検査を行い陰性が確認された場合の待機期間を短縮

→毎日検査により，陰性の場合は保育士等が出勤できる

●ワクチン接種の加速化

感染防止

職員を対象とした早期のワクチン接種を依頼

●検査体制の強化

早期探知

職員向け検査キットの配布により，感染状況を的確に把握し，必要な感染拡大防止策を早期に実施（仙台市除く）

・希望する保育施設に検査キットを配布

・クラスター等が発生した保育施設等へ頻回検査用キットを配布

【参考】　感染者発生施設等における対応状況
令和４年１月～令和５年１月（２月８日時点（休園開始月で集計））

	延べ施設数														
年	R4												R5	計	休園状況（構成比）
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1		
全面休園	16	52	62	29	14	7	16	42	8	6	18	13	6	289	37.8%
一部休園	1	12	23	26	19	13	49	97	47	28	75	64	22	476	62.2%
計	17	64	85	55	33	20	65	139	55	34	93	77	28	765	

※対象：保育所，認定こども園，地域型保育事業，認可外保育施設の508施設(仙台市除く)

高齢者・障害者施設における感染防止対策の徹底について

高齢者・障害者施設においては，これまでも対策を実施いただいているところではありますが，これらの事業を活用するなど，感染対策を徹底していただくようお願いします。

●検査体制の強化　早期探知

職員等を対象とした頻回検査等の実施支援（抗原定性検査）
（R4:延べ85,613件）（R3:延べ256,751件）　（1/31時点）

【問合せ先】
高 長寿社会政策課 ☎022-211-2552　障 障害福祉課 ☎022-211-2558

●施設の感染抑止に向けた支援　感染防止

感染症対策の研修会のほか，感染管理認定看護師を施設に派遣し，ゾーニング等感染症対策の助言の取組等

【問合せ先】
高 長寿社会政策課 ☎022-211-2556　障 障害福祉課 ☎022-211-2558

●サービス継続等に係る補助　感染防止　事業継続

利用者又は職員に感染者が発生した場合や濃厚接触者である利用者に対応した事業所に対し，感染機会を減らしつつ，必要なサービスを継続するために必要な「かかり増し経費」を補助

【問合せ先】
高 長寿社会政策課 ☎022-211-2549　障 障害福祉課 ☎022-211-2558

●ケア付き宿泊療養施設　事業継続

軽症又は無症状の介護が必要な高齢の感染者の受け入れ
介護職員，看護職員が24時間体制で対応
（医師はオンコール対応）
令和3年3月1日運用開始（770人受入）
（2/2時点）

【問合せ先】
長寿社会政策課 ☎022-211-2556

●感染症発生施設への支援（応援職員派遣）　事業継続

＜高齢者施設＞
【直接派遣】
県内協力団体及び派遣協力施設から，感染症が発生した施設に対し職員を派遣
【間接派遣】
感染症が発生した施設に対し，関連法人等から応援職員を派遣した場合，その派遣元の施設における職員不足を補うため，協力団体から職員を派遣

【問合せ先】
高 長寿社会政策課 ☎022-211-2554

＜障害者施設＞
県内の障害児者入所施設等で感染症が発生した際のセーフティネット機能として，当該施設運営法人24法人と有事の応援職員派遣体制を構築

【問合せ先】
障 障害福祉課 ☎022-211-2558

●施設等における面会時の感染防止対策　事業継続

感染防止対策を講じた上で面会を積極的に実施している施設の事例や実施方法等について情報発信

【問合せ先】
高 長寿社会政策課 ☎022-211-2549　障 障害福祉課 ☎022-211-2558

テレワーク･時差出勤等の更なる推進 【県内全域･事業者への要請】

国の基本的対処方針

緊急事態措置

✓ **職場への出勤**について、**人の流れを抑制**する観点から、**出勤者数の削減の目標**を定め、**在宅勤務（テレワーク）の活用**や**休暇取得の促進**等の取組を推進すること。
✓ 職場に出勤する場合でも、**時差出勤**、**自転車通勤**等の**人との接触を低減**する取組を強力に推進すること。

まん延防止等重点措置

✓ **人の流れを抑制**する観点から、**在宅勤務（テレワーク）の活用**や**休暇取得の促進**等により、**出勤者数の削減の取組を推進**するとともに、**接触機会の低減**に向け、職場に出勤する場合でも**時差出勤**、**自転車通勤**等を強力に推進すること。

その他地域

✓ **在宅勤務（テレワーク）**、**時差出勤**、**自転車通勤**等、**人との接触を低減**する取組を推進すること。

▽現在の感染状況や医療提供体制等を踏まえ、要請内容を「**その他地域**」**レベルに緩和**

事業者に対する要請内容
○ 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触機会の低減に努めること